

守口小学校建設設計等業務プロポーザル実施  
要項

令和4年11月  
守 口 市

## 目次

守口小学校建設設計等業務プロポーザル実施要項	1
守口小学校建設にかかる設計と条件	9
参加表明書等作成要領	12
技術提案書等作成要領	14
公募型プロポーザル方式にかかる手続開始の公示（写し）	16
提出図書様式集	18

## 守口小学校建設設計等業務プロポーザル実施要項

### 1 本実施要項の目的

守口小学校建設及び解体にかかる設計にあたり、公募型プロポーザルによって基本設計、実施設計及び解体工事設計者を選定するため、次のとおり手続き等必要な事項を定めるもの。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 守口小学校建設設計等業務
- (2) 業務内容 校舎建設にかかる基本計画(ワークショップ及び関連する業務を含む。)、基本設計、実施設計、解体工事設計、仮設校舎設計、建物模型作成業務、地質調査業務(ボーリング調査含む。)、アスベスト調査業務、電波障害事前調査、埋蔵物調査、測量業務、国庫補助申請支援、開発許可申請等法令を遵守した申請手続き並びに手数料を含む本市が必要とする業務等  
※工事監理は本契約に含まない。
- (3) 履行期限 令和6年3月29日(金)
- (4) 建物概要 設計の対象となる建物の概要は、P9～「守口小学校建設にかかる設計と条件」による。
- (5) 事務局 〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号  
守口市教育委員会事務局 教育部教育総務課 プロポーザル実施事務局  
電話 : 06-6995-3152 (直通)  
FAX : 06-6995-2505  
電子メール: Mori\_kyosoumu@city-moriguchi-osaka.jp
- (6) 業務限度額 194,150,000円(消費税及び地方消費税を含む。)  
(令和4年度:0円、令和5年度:194,150,000円)

### 3 応募資格

参加者の応募資格は、参加表明書の提出日現在において以下の要件を満たす者(共同企業体は不可)とする。

なお、プロポーザル応募者が契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 令和2・3・4・5年度守口市測量・建設コンサルタント等入札参加資格を有している者で、登録希望業種として「建築一般」を選択している者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- (5) 建築士法に基づく一級建築士の資格を有し、応募者の組織に属している者を管理技術者として専任で配置すること。また、意匠担当主任技術者は、応募者の組織に属していること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)または同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)の適用申請した者(更生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(10) 本プロポーザルに関し、応募者に所属する者が自ら応募者または他の応募者の協力者等となっていないこと。

※ 協力者（＝協力事務所）とは、設計業務を実施する上で、応募者が業務の一部を再委託する設計事務所等である。

(11) 平成 19 年 4 月以降に、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校いずれかの新築、増築、改築、改修工事で延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上に関する設計業務実績があること。（平成 19 年 4 月以降に設計が完了し、工事に着手した施設の設計業務）

#### 4 審査委員会

プロポーザルの特定にかかる審査は下記の審査委員で構成される審査委員会で行う。

委員	木原 俊行	大阪教育大学高度教職開発系 教授
	長田 幸一	守口市理事 兼 都市整備部長 兼 守口市教育委員会事務局施設整備監
	西川 謙太	守口市企画財政部長
	横山 俊祐	大阪市立大学大学院工学研究科 名誉教授
	横山 美香	守口市立守口小学校 学校長

#### 5 失格

本プロポーザルについて、次の条件の一つに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- (2) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

#### 6 審査方法及び評価項目

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。審査は二段階審査方式で実施し、守口市学校建設プロポーザル方式設計者選定審査委員会設置条例（平成24年守口市条例第20号）に規定する審査委員会が審査し、選定する。

なお、選定にあたっては、第一次審査と第二次審査の得点を加算するものとする。

##### (1) 第一次審査（440点）

参加表明書に基づく資格審査と併せて技術提案書及び設計見積書に基づく審査を行い、第二次審査対象者を 5 者程度に選定する。ただし、設計見積価格に消費税相当額を加えた金額が、「2 業務の概要（6）業務限度額」を超えている場合は、ただちに不合格とする。

評価項目（配点）	評価事項
1. 事務所の実績 (30 点)	主要業務実績(10 点)、同種業務実績(20 点)
2. 担当チームの能力 (50 点)	管理技術者の業務実績・経験(15 点) 主任技術者の業務実績・経験(35 点)
3. 技術提案書（提案及び業務の実施方針） (260 点)	テーマ①(60 点)、②(40 点)、③(40 点)、④(40 点)、 ⑤(30 点)、基本コンセプト(30 点)、業務の実施方針(20 点)に対し、提案の的確性・独創性・取組意欲
4. 設計見積書 (100 点)	設計見積価格（配点×最低見積価格÷自社見積価格）

##### (2) 第二次審査（210点）

技術提案書に基づく公開プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者及び次点

者を選定する。

なお、最高点の者が複数の場合は、提案価格の金額が最も安価な者を優先協議対象者として選定する。さらに金額も同額の場合については、該当する各事業者が当初提案の金額の範囲内で「設計見積書」を再作成し、再提出された設計見積価格の金額が最も安価な者を優先協議対象者として選定する。

ただし、一次審査と二次審査の合計点が 390 点（満点である 650 点の 6 割）未満の場合は、候補者として選定しない。

評価項目（配点）	評価事項
技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング (210 点)	提案の妥当性(70 点)・具体性(70 点)・柔軟性(70 点)

## 7 参加表明書等の作成

参加表明書等については、P12～「参加表明書等作成要領」に基づき作成すること。

## 8 技術提案書等の作成

技術提案書及び設計見積書については、P14～「技術提案書等作成要領」に基づき作成すること。

## 9 公開プレゼンテーション及びヒアリングの実施

第二次審査での公開プレゼンテーション及びヒアリングは、P14～「技術提案書等作成要領」による。

## 10 「技術提案」の内容

以下の項目の内容を踏まえ、業務の実施方針について記載するとともに、テーマ並びに「守口市の新しい学校づくりに共通する基本コンセプト」についての考え方、課題、課題の解決方法等について提案すること。

### (1) 業務の実施方針について

業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、効果的なワークショップの運営方法、近年の建設業界の動向を踏まえ、建設工事発注に際し、予定建設費の上限を超えないようにする工夫及び概算建設費用、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述すること。

### (2) 守口市の新しい学校づくりに共通する基本コンセプト

#### 夢と志を育む学校づくり

- ・自分の人生や社会をより良くするために必要な資質・能力を育む施設づくり
- ・多様な子どもたちに対する個別最適な学びと協働的な学びを実現できる施設づくり
- ・9年間を見通した学びや成長を支える学校づくり

#### 安全に配慮した学校づくり

- ・子どもたちが安全で安心な学校生活を送ることができるよう配慮した施設づくり

#### 地域とつながる学校づくり

- ・学校と地域の連携を深め、教育活動を支える地域人材が集うことができる施設づくり
- ・地域活動など、将来にわたり有効活用できる施設づくり

## 環境への配慮

- ・緑化の推進など、周囲の環境に配慮した施設づくり
- ・自然エネルギーの活用、省エネルギー対策など環境負荷に配慮した施設づくり

## 地域の防災拠点

- ・地域の防災拠点としての役割を担うことができるよう、災害時の対応に配慮した施設づくり

### (3) 守口小学校の教育目標

#### 自ら学ぶ意欲にあふれ、共に高め合い、心豊かで未来を切り拓く子ども

### (4) 第一中学校区学校運営協議会における「めざす子ども像」

- ・笑顔であいさつができる子
- ・人の話を最後まで聴く子
- ・自分でしっかり考えて、行動できる子
- ・互いの違いを認め合い 高め合える子
- ・ねばり強く取り組む子

### (5) 技術提案にかかるテーマ

守口市教育委員会は、教育理念を「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成」と定め、学校教育・社会教育が一体となって、学校・家庭・地域が連携し、家庭、地域の教育力を高め、「生きる力」と「生涯学び続ける人」の育成をめざしています。

令和4年3月に守口市新しい学校・園づくり審議会から答申された「守口市立小・中学校等の在り方について～子どもたちが主役の魅力ある学校づくり～（答申）」においては、各学校での特色ある小中一貫教育の発展や幼児教育・保育との接続に取り組み、小・中学校9年間を見据えた学びを充実させるとともに、地域との協働やICT活用の視点を取り入れた新しい時代の学校教育の在り方を提言されました。

守口小学校の校舎整備にあたっては、この教育理念や提言を念頭に置き、「守口市の新しい学校づくりに共通する基本コンセプト」や守口小学校の教育目標等も踏まえ、主体的に学ぶ意欲が湧く楽しさに溢れた学校づくりをめざします。

その中で、今回の設計提案にあたっては、今後、児童数・学級数の増加が予想され、数的変動に柔軟に対応できる施設づくり、並びに、大規模校でありながらも、マスメディケーションから脱却し、新しい時代の学びと社会に開かれた学校の実現に向けて、多様な子ども達にきめ細やかな支援を行う学習環境を備えた学校としての提案を求めます。

さらには、施設動線の改良とともに、既存建物の一部の改修・活用の可能性や学校活動と並行して工事を進めることを踏まえ、既存建物と改築建物のつながりや機能分担、並びに、工事中の学校活動に十分に配慮した校舎配置・施工計画（仮設校舎の設置の有無を含む）も求めます。

以下のテーマ並びに「守口市の新しい学校づくりに共通する基本コンセプト」に基づき、独創性と実現性のある斬新なアイデアを求めます。

#### ① 新しい時代の学びの実現に向け、自ら学ぶ意欲が湧く学校づくり

- ・主体的、対話的で深い学びに向かい、全てのこどもたちにとって学ぶ楽しさにあふれる学校づくり
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」など学習形態の個別化、多様化、弾力化を触発、受容する学習環境づくり
- ・学ぶ素材に溢れ、多様な活用が活発に行われる、学校全体が学びの場として、メディアやスペースが設えられた学習環境づくり

## ② 多様な子どもたちに、きめ細やかな学習・生活の機会、支援を提供することが出来る学校づくり

- ・子ども一人一人の興味・関心・能力の違いを踏まえ、多様な子どもたちにきめ細やかな学習の機会を提供する。
- ・お互いの違いや個性を豊かさとして認め合いながら、年齢・性別・文化をこえたつながりを大事にし、人間性・社会性・国際性を育む学校づくり
- ・インクルーシブ教育をはじめとして、一人一人の違いに応じたきめ細やかで連続的な支援教育の充実を図ることが出来る学校づくり
- ・子どもたちが1日の大半を過ごすことから、生活の場としての豊かな環境づくり

## ③ 社会に開かれた学校で人や歴史とつながる学校づくり

- ・「コミュニティスクール」、「学校地域協働活動」、「社会に開かれた教育課程」などを基盤に、地域が協働して学校づくりや活動に主体的・多角的に参加し、多様なサポート体制を展開することで、地域全体で子どもの学びや成長を支える学校づくり
- ・学校や地域の歴史、特性や特徴的な取り組みを活かして、多様な出会いとつながりが活発に生まれる学校づくり
- ・地域コミュニティの交流、活動拠点として、様々な集いや行事、生涯学習や地域づくり活動を行うことが出来る特色ある学校づくり

## ④ 児童・学級数の増加に対応し、効果的で効率的な学校づくり

- ・今後予想される児童・学級数の増加、さらには、その後の数的変動に対して、効果的・効率的に対応し、多様な活動と質の高い環境を維持できるフレキシブルな学校づくり
- ・大規模化に伴う普通・特別・特別支援教室の多さをスケールメリットとして活用した多様な場づくり
- ・大規模化に対して、学校全体が均質で単調な空間となるのではなく、学年や発達段階の違いを踏まえた計画、学び方や過ごし方の違いに対応した多様な場の計画など、変化のある学校づくり

## ⑤ 既存建物の一部の改修・活用の可能性、学校活動と並行した工事に対応した学校づくり

- ・既存建物のうち、児童クラブ棟は保全活用、教室棟（棟番号21）を除くその他の建物は全面改築、教室棟（棟番号21）については、改修・活用するか、改築するかは応募者の自由裁量とする。
- ・既存建物と改築建物の連続、一体性やゾーニングに配慮し、全体で一つのまとまりを有しながらも各々が個性的な場となる学校づくり
- ・工事中であっても、学校活動が潤滑で安全に展開され、快適な学校環境が保持されることを踏まえたリロケーションプログラム、施工計画
- ・近年の建築費の増加を踏まえ、建設コストを押さえつつ高質な空間づくり

## 11 手続き等

### (1) 第一次審査

#### ① 参加表明書等の提出

提出場所 : 上記2の(5)の事務局

提出期限 : 令和4年12月20日(火)午後5時30分必着

提出方法 : 持参または郵送(配達証明付のものに限る。)すること。

#### ② 技術提案書等の提出

提出場所 : 上記2の(5)の事務局

提出期限 : 令和5年1月19日(木)午後5時30分必着

提出方法 : 持参または郵送(配達証明付のものに限る。)すること。

③ 質問の受付と回答

受付方法 : 文書(書式はA4判で様式自由とする。)をFAX又は電子メールにより、提出すること。その際、必ず着信確認の電話をすること。

なお、文書には**事務所名、担当部署、氏名、電話番号**を必ず併記すること。

受付先 : 上記2の(5)の事務局

受付期間 : 令和4年11月25日(金)～令和4年12月2日(金)期間内必着  
(土曜、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時30分まで)

回答方法 : 令和4年12月9日(金)までに守口市教育委員会ホームページにおいて  
順次回答する。

④ 第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は、令和5年1月27日(金)以降に書面によって通知(郵送)する。  
また、採点結果に関する質問等には回答しない。

(2) 第二次審査

① 技術提案書に基づく公開プレゼンテーション及びヒアリング

実施場所 : 守口市役所 1階 会議室(守口市京阪本通2丁目5番5号)

実施日時 : 令和5年2月6日(月)午前10時から(9時30分受付開始)

実施方法 : 技術提案書に基づく説明と質問に対する回答

詳細 : 第一次審査の結果通知と併せて、第一次審査で選定された者に書面により通知  
(郵送)する。

② 第二次審査結果の通知

第二次審査の結果は、令和5年2月6日(月)以降に、第二次審査を受けた者に書面によって通知(郵送)する。

12 現地見学会の実施

申込方法 : 文書(書式はA4判で様式自由とする。)を持参、郵送(配達証明付のものに限る。)  
、FAX又は電子メールにて提出すること。

なお、文書には**事務所名、担当部署、参加者氏名、電話番号**を必ず併記すること。

※FAX又は電子メールにて提出の場合は、必ず着信確認の電話をすること。

申込先 : 上記2の(5)の事務局

申込期間 : 令和4年11月15日(火)～令和4年11月24日(木)期間内必着  
(土曜、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時30分まで)

実施日時 : 令和4年11月25日(金)午前10時00分(時間厳守、雨天決行)

集合場所 : 守口市立守口小学校(守口市八島町13番40号)

その他 : 現地には駐車場はない。

当日は、担当職員の指示に従い、許可された範囲でのみ行動すること。担当職員による説明ならびに質疑応答は一切行わない。

また、敷地内の写真撮影は可とするが、児童の撮影は一切禁止とする。周辺環境の撮影については自らの責任で行うこととする。

13 契約の締結

第二次審査において選定された最優秀者との協議が整った場合は、当該者と契約を締結する。

なお、協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者とする。

協議終了後、速やかに業務委託契約を結ぶこととする。



#### 14 プロポーザルの日程

令和4年11月15日	公示（実施要項の発表）
令和4年11月15日～11月24日	現地見学会参加申込期間
令和4年11月25日～12月2日	質問受付期間
令和4年11月15日～12月20日	参加表明書等の提出期間
令和4年11月15日～令和5年1月19日	技術提案書等の提出期間
令和4年11月25日	現地見学会
令和4年12月9日	質問回答予定
令和5年1月27日以降	選定された者への第一次審査結果通知送付
令和5年2月6日	公開プレゼンテーション・ヒアリングの実施
令和5年2月6日以降	第二次審査結果通知送付
令和5年2月7日以降	審査結果の公表、契約締結(予定)

#### 15 公募型プロポーザル方式にかかる手続開始の公示(写し)

上記事項については、P19～のとおりとする。

#### 16 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 実施要項及び関連情報の公開方法  
2の(5)の事務局での配布及び守口市教育委員会ホームページに掲載する。
- (3) 無効となる参加表明書、技術提案書  
参加表明書または技術提案書が次の条件に一つでも該当する場合には無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加資格を失う。
  - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
  - ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項等に示された条件に適合しないもの。
  - ③ 虚偽の内容が記載されているもの。
  - ④ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
  - ⑤ その他、審査委員会が不適格と認めるもの。
- (4) 受注資格の喪失  
本件業務を受注した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）が製造業及び建設業と資本面、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務にかかる工事の入札に参加し、または当該工事を請負うことができない。
- (5) 参加表明書等及び技術提案書等の作成・提出等に伴う費用  
参加表明書等及び技術提案書等の作成・提出、公開プレゼンテーション・ヒアリングにかかる費用の全ては提出者の負担とする。
- (6) 参加表明書等及び技術提案書等の差替え・再提出  
一切認めない。
- (7) 参加表明書に記載した配置予定の技術者  
病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (8) 参加表明書に記載した協力事務所  
変更は、原則認めない。
- (9) 契約書作成の要否  
必要である。

- (10) 設計者の業務
  - ① 契約対象となる設計内容は、技術提案書の内容及びヒアリング内容に拘束されない。
  - ② 詳細な業務内容は、契約締結時の仕様書による。
- (11) 参加表明書等及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (12) 第二次審査の対象となった者は公表することがある。
- (13) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (14) 提出された参加表明書等及び技術提案書等は返却しない。
- (15) 提出された技術提案書にかかる著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの応募者に帰属するものとする。なお、技術提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した応募者に帰するものとする。
- (16) 応募書類は、守口市情報公開条例に基づき、請求があれば、原則開示する。  
ただし、応募者のノウハウに係る事項が記載されている部分は公開しない。
- (17) 選定結果の公表  
選定結果については、全ての応募者名、評価点、提案金額等を守口市教育委員会ホームページに掲載する。
- (18) 本プロポーザルのために守口市から受領した資料等は、守口市の了解なく公表、使用することはできない。
- (19) 守口市は選定された技術提案書の内容に拘束されない。
- (20) 参加表明後に辞退するときは、速やかに辞退届（A 4判任意）を提出すること。
- (21) 電話、FAX、郵送、電子メール等の通信事故については、守口市はいかなる責任も負わない。
- (22) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

## 守口小学校建設にかかる設計と条件

### 1 建設予定地の概要

- (1) 所在地 守口市八島町13番40号  
(2) 敷地面積 約11,750㎡ ※令和5年3月末まで測量、境界確定中  
(3) 用途地域等  
① 用途地域 第一種中高層住居専用地域  
第二種中高層住居専用地域  
近隣商業地域  
② 建ぺい率 60%、60%、80%  
③ 容積率 200%、200%、300%  
④ 防火・準防火 準防火地域  
⑤ 高度地区 無  
⑥ 日影規制 4時間－2.5時間  
(4) 接道状況 校舎側  
東側 府道：北大日竜田線  
北側 市道：守口148号線  
運動場側  
東側 市道：守口177号線  
西側 市道：大枝113号線

### 2 事業予定(工期)

- (1) 基本計画・基本設計・実施設計等 : 令和5年2月～令和6年3月  
(2) 建設工事 : 令和6年7月～令和8年3月  
(3) 供用開始 : 令和8年4月  
※設計に際しては、開発許可申請の必要がある。

### 3 工事費

予定工事費 : 約50億円 (新築・解体・改修・外構工事、仮設校舎設置も含む。)

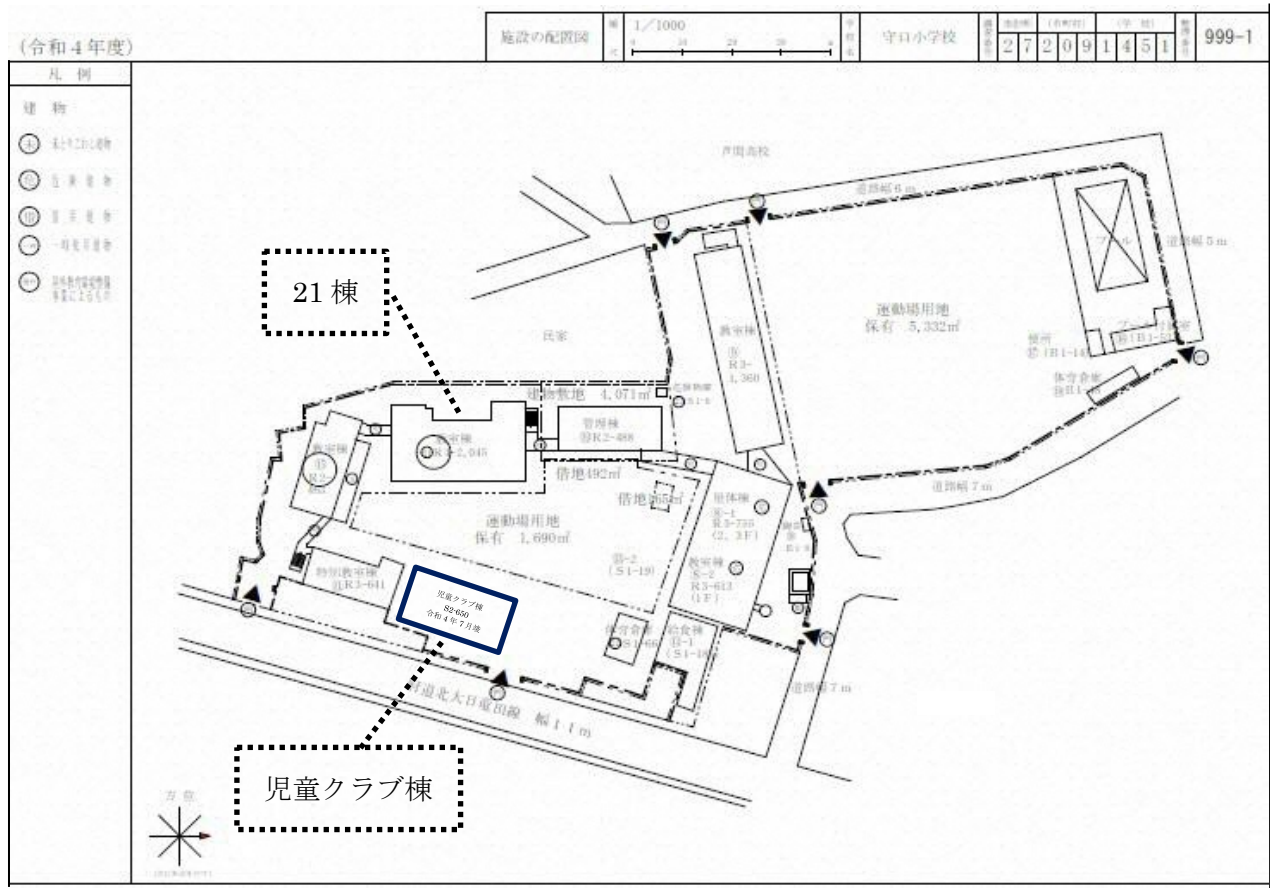
### 4 想定学校施設の概要

- (1) 建物延べ面積 : (3)の学級数を参考にすること(多目的スペース整備に伴う面積加算を含む)  
(2) 構造 : 鉄筋コンクリート造又は鉄骨造等  
(3) 学級数 : 32学級+特別支援学級12学級  
(4) 学校施設 : 上記学級数に見合う校舎、屋内運動場、給食調理場、地域交流スペース等  
(5) 備考 : 児童クラブ棟は既存活用  
教室棟(棟番号21)の改修・活用、改築は応募者の自由裁量  
他の既存建物は全面改築  
工事中の学校運営を考える際には、現状、守口小学校は余裕教室がないことを踏まえること。

#### ・児童・学級数の推移予想

	令和4年度	令和10年度
守口小学校	627人 (18学級+特別支援学級10学級)	1,043人 (32学級+特別支援学級12学級)

## 5 配置概要図



《付近見取り図》



## 6 参考資料

詳細は以下の資料による。資料については、守口市教育委員会事務局ホームページで閲覧することができる。

「守口市立小・中学校等の在り方について～子どもたちが主役の魅力ある学校づくり～(答申)」

「守口小学校施設整備方針」

「守口小学校 設計参考資料」 (配置図、平面図、守口小学校のあゆみ等)

## 参加表明書等作成要領

### 1 提出図書一覧

	様式	提出部数
参加表明書 (応募者名有り 1部を正本とし、代表者印を押印)	様式 1	提出者名有り：1部
		提出者名無し：7部
設計事務所の体制	様式 2	8部
事務所の主要業務実績	様式 3-A	8部
事務所の同種業務実績	様式 3-B	8部
管理技術者・主任技術者	様式 4-A	8部
管理技術者・主任技術者 2	様式 4-B	8部
協力事務所	様式 5	8部
事務所の実績として、平成 19 年 4 月以降に設計が完了し、工事に着手した施設の設計業務のうち、小学校・中学校・義務教育学校及び高等学校いずれかの新築、増築、改築、改修工事で延べ面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上に関する設計業務実績と施設の延べ面積が確認できるものの写し※ 1		1部
管理技術者の一級建築士免許証 または免許証明書の写し ※ 2		1部
参加表明書等提出確認書	様式 6	1部

※ 1、2 は、提出者名を記載した正本に添付すること。

### 2 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者は一級建築士であること。
  - (2) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、応募者の組織に属していること。なお、その他の主任技術者については、協力事務所の所属も可とする。
  - (3) 管理技術者及び記載を求める各担当主任技術者はそれぞれ 1 名であること。
  - (4) 管理技術者は様式 4-A 及び 4-B に記載を求める各担当主任技術者を兼任していないこと。  
また、意匠担当主任技術者は様式 4-A 及び 4-B に記載を求める他の各担当主任技術者を兼任していないこと。
- ※「管理技術者」とは「建築設計業務委託契約書」（平成 10 年 10 月 1 日建設省厚契発第 37 号）第 15 条の定義による。
- ※「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

### 3 書類作成の注意事項

- (1) 参加表明書及びその関連資料は、様式 1～6 に基づき作成する。
- (2) 用紙の大きさは A 4 判タテ（片面印刷）とする。
- (3) 参加表明書等提出確認書を除き、上記 1 の提出図書一覧の順番で一部ずつ、左上ホチキス綴りとする。なお、背表紙ならびにファイル等を付加したものは不可とする。
- (4) 各様式に記載する業務実績等は以下の業務とする。
  - ① 主要業務とは建物の新築、増築、改築、改修工事で延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の施工中または完成した施設の設計業務とする。
  - ② 同種業務とは小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の新築、増築、改築、改修工事で延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の施工中または完成した施設の設計業務とする。
  - ③ 主要業務、同種業務が記入最大件数に満たない場合は、残りは空欄とする。

- (5) 各様式に記載する業務実績等は以下のものとする。  
平成19年4月以降に設計が完了し、工事に着手した施設の設計に関するもの。

#### 4 参加表明書等の提出

参加表明書等の提出は次のとおり。

- (1) 提出部数：上記1の提出図書一覧による。
- (2) 提出場所：〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号  
守口市教育委員会事務局 教育部教育総務課 プロポーザル実施事務局 宛
- (3) 提出期限：令和4年12月20日（火）午後5時30分必着
- (4) 提出方法：持参または郵送（配達証明付のものに限る。）すること。
- (5) その他
  - ・提出時に、様式6の参加表明書等提出確認書の確認欄にチェックを記して提出すること。
  - ・要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
  - ・提出図書は返却しない。
  - ・本手続きにおいて使用する単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
  - ・提出書類について、この書類に示された条件に適合しない場合は無効となることがある。

#### 5 各様式の記載内容等

- (1) 様式1  
応募者名について記載したものを1部、応募者名について一切記載していないものを9部提出する。
- (2) 様式2（設計事務所の体制）  
技術職員の資格、担当別人数を記載する。
- (3) 「事務所の主要業務実績（様式3-A）、事務所の同種業務実績（様式3-B）」に記載する設計業務実績の件数は2件までとする。
- (4) 主要業務の記載にあたっては、同種業務に限らず延べ面積が広い業務を優先する。
- (5) 「管理技術者・主任技術者（様式4-A・4-B）」に記載する同種業務実績の件数は管理技術者・担当主任技術者ともに2件までとする。  
※実績記載にあたり、共同企業体の場合は、（ ）内に他の構成員を記載すること。協力の場合は（ ）内に元請事務所名を記載すること。
- (6) 様式5（協力事務所及び関連する業者）  
業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する内容等を記載すること。（担当主任技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記載すること。）
- (7) 必要に応じてヒアリング時に、業務実績等の具体的内容を確認することがある。
- (8) 最優秀者として選定された者に、各様式の記載内容を確認できる書類の提出を求めることがある。

# 技術提案書等作成要領

## 1 技術提案書等作成上の留意事項

本プロポーザルは、実施要項2の(2)の当該業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、詳細な内容や図面の作成を求めるものではない。詳細な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者との協議のうえ、開始することとする。

## 2 提出図書一覧

	様式	用紙サイズ	提出部数
技術提案書 (応募者名有り1部を正本とし、代表者印を押印)	様式 7	A 4	提出者名有り：1部
			提出者名無し：13部
業務の実施方針	様式 8	A 3	1枚×14部
テーマ①～⑤並びに「守口市の新しい学校づくりに共通する基本コンセプト」についての提案	様式 9	A 3	5枚以内×14部
設計見積書 ※1部は代表者印を押印	任意	A 4	2部
技術提案書等提出確認書	様式 10	A 4	1部

※提出者名を記載した技術提案書に添付すること。

## 3 書類作成の注意事項

- (1) 技術提案書及びその他関連資料は、様式7～10に基づき作成する。
- (2) 用紙の大きさは上記2の用紙サイズ(片面印刷)とし、用紙の折り込みはしないものとする。
- (3) 印刷はカラーとしてもよい。
- (4) 技術提案書等提出確認書を除き、上記2の提出図書一覧の順番で一部ずつ、左上ホチキス綴りとする。なお、背表紙ならびにファイル等を付加したものは不可とする。
- (5) 様式8及び様式9の記載は、ヨコ書きとし、文字ポイント数・字体は任意とする。文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用してよいが、設計の内容が具体的に表現されたものであってはならない。また、余白や上部欄の記入はしないこととする。
- (6) 設計見積書は、消費税相当額を含まない金額で記載すること。

## 4 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出は次のとおり。

- (1) 提出部数：上記2の提出図書一覧による。
- (2) 提出場所：〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号  
守口市教育委員会事務局 教育部教育総務課 プロポーザル実施事務局 宛
- (3) 提出期限：令和5年1月19日(木)午後5時30分必着
- (4) 提出方法：持参または郵送(配達証明付のものに限る。)すること。
- (5) その他
  - ・提出時に、様式10の技術提案書等提出確認書の確認欄にチェックを記して提出すること。
  - ・要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
  - ・提出図書は返却しない。
  - ・本手続きにおいて使用する単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
  - ・提出書類について、この書類に示された条件に適合しない場合は無効となることがある。



## 5 各様式の記載内容等

### (1) 様式7

応募者名について記載したものを1部、応募者名について一切記載していないものを13部提出する。

### (2) 様式8

業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項（様式9に記載する内容を除く。）、効果的なワークショップの運営方法、予定建設費の上限を超えないようにする工夫、概算建設費用、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述する。この際、提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

(3) 様式9については、P3実施要項10の5つのテーマ並びに「守口市の新しい学校づくりに共通する基本コンセプト」に沿って、全体でA3用紙5枚以内を使用して作成すること。

## 6 技術提案書に基づく公開プレゼンテーション及びヒアリング

第一次審査において選定された者を対象に、以下のとおり公開プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

- 実施場所 : 守口市役所 1階 会議室  
(守口市京阪本通2丁目5番5号)
- 実施日時 : 令和5年2月6日(月) 午前10時(9時30分受付開始)
- 出席者 : 管理技術者、意匠担当主任技術者等3名まで
- 実施方法 : 技術提案書に基づく説明と質問に対する回答
- 詳細 : 第一次審査の結果通知と併せて通知する。

## 公募型プロポーザル方式にかかる手続開始の公示（写し）

守口市公告第 438 号

守口小学校建設設計等業務委託について

学校建設にかかる設計者を選定するためプロポーザルの提出を招請しますので、次のとおり公告する。

令和 4 年 11 月 15 日

守口市長 西端 勝樹

### 1 業務概要

- (1) 業務名 守口小学校建設設計等業務
- (2) 業務内容 建設にかかる基本計画(ワークショップ及び関連する業務を含む。)、基本設計、実施設計、解体工事設計、仮設校舎設計、建物模型作成業務、地質調査業務(ボーリング調査含む。)、アスベスト調査業務、電波障害事前調査、埋蔵物調査、測量業務、国庫補助申請支援、開発許可申請等法令を遵守した申請手続き並びに手数料を含む本市が必要とする業務等  
※工事監理は本契約に含まない。
- (3) 履行期限 令和 6 年 3 月 29 日 (金)
- (4) 発注者 守口市

### 2 応募資格

参加者の応募資格は、参加表明書の提出日現在において以下の要件を満たす者（共同企業体は不可）とする。なお、プロポーザル応募者が契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 令和 2・3・4・5 年度守口市測量・建設コンサルタント等入札参加資格を有している者で、登録希望業者として「建築一般」を選択している者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- (5) 建築士法に基づく一級建築士の資格を有し、応募者の組織に属している者を管理技術者として専任で配置すること。また、意匠担当主任技術者は、応募者の組織に属していること。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)または同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請した者(更生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 本プロポーザルに関し、応募者に所属する者が自ら応募者または他の応募者の協力者等となっていないこと。

※ 協力者（＝協力事務所）とは、設計業務を実施する上で、応募者が業務の一部を再委託する設計事務所等である。

- (11) 平成 19 年 4 月以降に、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校いずれかの新築、増築、改築、改修工事で延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上に関する設計業務実績があること。（平成 19 年 4 月以降に設計が完了し、工事に着手した施設の設計業務）

### 3 参加表明書等及び技術提案書等の提出者の評価事項（一次審査）

- (1) 事務所実績（業務経歴等）  
主要業務実績、同種業務実績
- (2) 担当チームの能力（技術職員の経験と能力）  
管理技術者及び主任技術者の業務実績・経験
- (3) 技術提案書（手法及び提案）  
提案の的確性・独創性・取組意欲、業務の実施方針
- (4) 設計見積書  
設計見積価格

### 4 参加表明書等及び技術提案書等の提出者の評価事項（二次審査）

技術提案書に基づく公開プレゼンテーション及びヒアリング審査  
提案の妥当性・具体性・柔軟性

### 5 手続等

#### (1) 事務局

〒570-8666 守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号  
守口市教育委員会事務局 教育部教育総務課 プロポーザル実施事務局  
電話 06-6995-3152  
FAX 06-6995-2505  
電子メール: Mori\_kyosoumu@city-moriguchi-osaka.jp

#### (2) プロポーザル実施要項の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和 4 年 11 月 15 日（火）から令和 4 年 12 月 20 日（火）まで  
（土曜、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで）

交付場所 上記 5 の（1）の事務局

交付方法 来庁者への配布、守口市教育委員会ホームページからのダウンロード

#### (3) 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

提出期限 令和 4 年 12 月 20 日（火）午後 5 時 30 分まで

提出場所 上記 5 の（1）の事務局

提出方法 持参または郵送（配達証明付のものに限る。）すること。

#### (4) 技術提案書等の提出期限、提出場所及び方法

提出期限 令和 5 年 1 月 19 日（木）午後 5 時 30 分まで

提出場所 上記 5 の（1）の事務局

提出方法 持参または郵送（配達証明付のものに限る。）すること。

### 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。
- (2) 本プロポーザルに関する照会先は上記 5 の（1）の事務局とする。
- (3) 本プロポーザルに関する公開プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (4) 詳細は守口小学校建設設計等業務プロポーザル実施要項による。

## 参加表明書

(業務名) 守口小学校建設設計等業務

標記業務のプロポーザルに参加し、技術資料を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

守口市長

西端 勝樹 様

(提出者) 住 所  
電話番号  
F A X  
会 社 名  
代 表 者

〇〇〇〇〇〇〇〇建築士事務所  
役職名  
氏名

印

令和 年 月 日作成

## 設計事務所の体制

業務名		事務所名			
担当者氏名		TEL		FAX	
技術職員・資格					
分野	資格・担当	人 数	人数計	合 計	
建築	一級建築士 ( ) *	意匠	人	意匠 人 構造 人 積算 人	/
		構造	人		
		積算	人		
	その他	意匠	人	積算 人 小計 人	
		構造	人		
		積算	人		
電気設備	建築設備士・技術士 ( ) *	設計	人	設計 人 積算 人 小計 人	
		積算	人		
	その他	人			
機械設備	建築設備士・技術士 ( ) *	設計	人	設計 人 積算 人 小計 人	
		積算	人		
	その他	人			
その他（土木・造園等の技術職員）		人	人	人	
備考	1. 複数の分野を担当する職員については最も専門とする分野に記入する。 2. 複数の資格を有する職員についてはいずれか一つの資格保有者として取り扱いする。 3. 当該業務の協力事務所に予定しているところの職員数は、人数の欄（ ）内書きで記入する。 4. (注*) 国外の同等の資格を有する者がいる場合は、その資格名称及び人数を（ ）内に記入する。				

**事務所の主要業務実績**

(平成 19 年 4 月以降の事務所の建物の新築、増築、改築、改修工事で延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の施工中または完成した施設の設計業務実績を記載し、業務の写真等を添付のうえ、その設計コンセプトを簡潔に記載する。

主要業務の記載にあたっては、同種業務に限らず延べ面積が広い業務を優先する。)

業務名	発注者	受注形態	施設の概要			設計業務 完了年月
			用途	構造・延面積	完成年月	
				m <sup>2</sup>	年 月	年 月
				m <sup>2</sup>	年 月	年 月

- 備考
1. 協力の場合は発注者欄に、元請事務所名を( )書きで記入する。
  2. 受注形態の欄には、単独、または協力(協力事務所として参画)の別を記入する。
  3. 構造は、構造種別－地上階数/地下階数を記述する。(例:RC-5/1)

事務所の同種業務実績						
(平成 19 年 4 月以降の事務所の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の新築、増築、改築、改修工事で延べ面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上の施工中または完成した施設の設計業務実績を記載し、業務の写真等を添付のうえ、その設計コンセプトを簡潔に記載する。)						
業務名	発注者	受注形態	施設の概要			設計業務完了年月
			用途	構造・延面積	完成年月	
				m <sup>2</sup>	年月	年月
				m <sup>2</sup>	年月	年月
備考	1. 協力の場合は発注者欄に、元請事務所名を( )書きで記入する。 2. 受注形態の欄には、単独、または協力(協力事務所として参画)の別を記入する。 3. 構造は、構造種別ー地上階数/地下階数を記述する。(例:RC-5/1)					

管理技術者・主任技術者					
分 担 氏名年令	実績経験年数 資格(登録番号)	同種業務実績			
		施設名称	構造・延面積	業務完了年月	立場
管理技術者 氏名	経験年数 年 ・一級建築士 ( ) ・その他 ( )		m <sup>2</sup>	年	
				月	
年令			m <sup>2</sup>	年	
才			m <sup>2</sup>	月	
意匠担当 主任技術者 氏名	経験年数 年 ・一級建築士 ( ) ・その他 ( )		m <sup>2</sup>	年	
				月	
年令			m <sup>2</sup>	年	
才			m <sup>2</sup>	月	
構造担当 主任技術者 氏名	経験年数 年 ・一級建築士 ( ) ・技術士 ( ) ・その他 ( )		m <sup>2</sup>	年	
				月	
年令			m <sup>2</sup>	年	
才			m <sup>2</sup>	月	
積算担当 主任技術者 氏名	経験年数 年 ・一級建築士 ( ) ・建築積算資格者 ( ) ・その他 ( )		m <sup>2</sup>	年	
				月	
年令			m <sup>2</sup>	年	
才			m <sup>2</sup>	月	

備 考 【3-A、3-B共通】

- 同種業務とは小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の新築、増築、改築、改修工事で延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の施工中または完成した施設の設計業務とする。
- 立場とは、その業務における役割分担をいい、管理技術者(総括)、意匠担当主任技術者(意匠主任)、構造担当技術者(構造担当)、積算担当技術者(積算担当)の別を記入する。
- 主任技術者が協力事務所に所属する場合は、氏名欄に所属事務所名も併せて記入する。



管理技術者・主任技術者 2									
分担 氏名年令	実務経験年数 資格(登録番号)	同種業務実績							
		施設名称	構造・延面積	業務完了年月	立場				
電気設備担当 主任技術者 氏名	経験年数 年			年					
	・一級建築士 ( ) ・建築設備士 ( )		m <sup>2</sup>	月					
年令	・技術士 ( )			年					
才	・その他 ( )		m <sup>2</sup>	月					
機械設備担当 主任技術者 氏名	経験年数 年			年					
	・一級建築士 ( ) ・建築設備士 ( )		m <sup>2</sup>	月					
年令	・技術士 ( )			年					
才	・その他 ( )		m <sup>2</sup>	月					
造園担当 主任技術者 氏名	経験年数 年			年					
	・一級建築士 ( )		m <sup>2</sup>	月					
年令	・技術士 ( )			年					
才	・その他 ( )		m <sup>2</sup>	月					
担当チームの資格(管理技術者・各主任技術者を除く)									
区分	資格	人数	区分	資格	人数	区分	資格	人数	
建築	意匠	一級建築士	電気設備	一級建築士 建築設備士・技術士	人	機械設備	一級建築士 建築設備士・技術士	人	
		その他		その他			その他		
	構造	一級建築士	備考	1. 複数の分野を担当する職員については、最も専門とする分野を記入する。					
		その他		2. 複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格保有者として取り扱う。					
	積算	一級建築士		3. 協力事務所の職員数は( )内書きに記入する。					
		建築積算資格者		4. 国外に同等の資格を有する者がいる場合は、それぞれの資格欄に人数を計上する。					
その他									

協力事務所	
(協力事務所がある場合に記入する。複数の場合には適宜区切って記入する。業務実績は協力事務所としての実績とする。)	
名称	
所在地	
代表者	
業務実績	主要
	同種
本業務に関わる担当予定者数	
協力を受ける内容	
関連する業者 (協力事務所の関連する業者を含む。)	
関連する業者の名称 協力事務所の関連業者の場合は 協力事務所名を ( ) 書で付記する。	関連する形態
関連する業者とは：①建設業者または製造業者から50%を超える株式の保有や出資があるか、代表権を有する役員を兼ねている形態をさす。 ②建設業者及び製造業者に50%を超える株式の保有や出資をしているか、代表権を有する役員を兼ねている形態をさす。	

## 参加表明書等提出確認書

名称	様式	サイズ	提出部数	確認欄
参加表明書 (提出者名有り1部を正本とし、代表者印を押印)	様式 1	A 4	提出者名有り：1部	
		A 4	提出者名無し：7部	
設計事務所の体制	様式 2	A 4	8部	
事務所の主要業務実績	様式 3-A	A 4	8部	
事務所の同種業務実績	様式 3-B	A 4	8部	
管理技術者・主任技術者	様式 4-A	A 4	8部	
管理技術者・主任技術者2	様式 4-B	A 4	8部	
協力事務所	様式 5	A 4	8部	
事務所の実績として、平成19年4月以降に設計が完了し、工事に着手した施設の設計業務のうち、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校いずれかの新築、増築、改築、改修工事で延べ面積2,000㎡以上に関する設計業務実績と施設の延べ面積が確認できるものの写し		A 4	1部	
管理技術者の一級建築士免許証または免許証明書の写し		A 4	1部	
参加表明書等提出確認書	様式 6	A 4	1部	

(提出者) 住 所

電話番号

F A X

会 社 名

○○○○○○○建築士事務所

## 技術提案書

(業務名) 守口小学校建設設計等業務

標記業務について技術提案書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

守口市長

西端 勝樹 様

(提出者)  
住 所

電話番号

会 社 名   〇〇〇〇〇〇〇〇建築士事務所

代 表 者   役職名  
                  氏名                                   印

**業務の実施方針 A3用紙で1枚**

[実施方針は、業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上(意匠・構造・設備の各分野)の配慮事項(様式9に記載する内容を除く。)、効果的なワークショップの運営方法、予定建設費の上限を超えないようにする工夫、概算建設費用、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述する。]

テーマ①～⑤並びに「守口市の新しい学校づくりに共通する基本コンセプト」についての提案 全体でA3用紙5枚以内

(提案は基本的な考え方を簡潔に記載する。文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用してよいが、設計の内容が具体的に表現されたものであってはならない。)

## 技術提案書等提出確認書

名称	様式	用紙サイズ	提出部数	確認欄
技術提案書 (提出者名有り 1部を正本とし、代表者印を押印)	様式 7	A 4	提出者名有り：1部	
			提出者名無し：13部	
業務の実施方針	様式 8	A 3	14部	
テーマ①～⑤並びに「守口市の新しい学校づくりに共通する基本コンセプト」についての提案	様式 9	A 3	5枚以内×14部	
設計見積書 (2部、代表者印を押印)	任意	A 4	2部	
技術提案書等提出確認書	様式 10	A 4	1部	

(提出者) 住 所

電話番号

F A X

会 社 名

○○○○○○○建築士事務所